再就職の壁 どう乗り越える？

夫の扶養家族として、各種の控除や手当ての対象となっていた専業主婦が働く場合、収入によっては夫の扶養をはずれて自分で税金や保険料などを負担しなければならなくなります。どんな場合にどのくらいの負担になるのかがわかりにくいことも、再就職に踏み出す際の漠然とした不安のひとつになっているようです。そこで今回は夫の扶養をはずれることによって税金や保険、配偶者手当てなどがどのように変化するのかについて、専門家のアドバイスをご紹介します。

Q 超えたらどうなるの？年収一〇三万円の〝壁〟

パートタイマーとして、平日の日中、五時間の勤務についています。子どもが大きくなったら、少しずつ働く時間を延ばしたいと思っています。よく耳にする「一〇三万円の壁」が心配です。本当に年収一〇三万円を超えると、手取り額が減るのでしょうか？

A 税金の仕組みをきちんと理解しましょう

所得税に関しては、あなた自身の所得に税金がかかるかどうかという問題と、あなたの配偶者が配偶者控除や配偶者特別控除が受けられるかどうかという問題と二つの面があります。

パート収入は通常、給与所得となります。給与所得控除額は最低で六五万円ですから、これに基礎控除の三八万円をプラスした一〇三万円以下でほかに所得がなければ所得税はかかりません。一〇三万円を超えると、あなた自身が所得税を納めなければなりませんので、これを「壁」と感じているのです。しかし、一〇三万円を超えて、あなた自身が所得税を納めても、収入が増えれば手取り額も増えるのが現在の税制度の仕組みです。

また、あなたの収入が、年間一〇三万円を超えると、あなたの配偶者（つれあい）は配偶者控除が受けられなくなり、その分余計に所得税を払わなくてはなりません。しかし、あなたの年収が一〇三万円を超えた場合でも、年収が一四一万円未満であれば、あなたの配偶者は、三八万円～三万円の配偶者特別控除が受けられる場合があります。あなたの配偶者の収入を含めた家計全体の収入は、収入が増えれば手取り額は増え、マイナスに転じるようなことはありません。税金を払うと損をすると誤解している人がいますが、必ずしもそうとはいえません。

パートタイマーの収入 － （給与所得控除額（65万円）＋基礎控除額（38万円）＝103万円（控除額合計））＝ 課税所得（課税の対象となる所得）

配偶者のパート収入		配偶者控除	配偶者特別控除
103万円以下		38万円	なし
103万円超	105万円未満	なし	38万円
105万円以上	110万円未満	なし	36万円
110万円以上	115万円未満	なし	31万円
115万円以上	120万円未満	なし	26万円
120万円以上	125万円未満	なし	21万円
125万円以上	130万円未満	なし	16万円
130万円以上	135万円未満	なし	11万円
135万円以上	140万円未満	なし	6万円
140万円以上	141万未満	なし	3万円
141万円以上		なし	なし

コンサルタントからの応援メッセージ

自分自身の市場価値を高めてチャレンジしてください

保険や税の問題は、再就職を考えられている方にとっては大事な問題になります。

税金については、自分自身が税金（所得税）を払うかどうかということ、それと配偶者が配偶者控除・配偶者特別控除を受けられるかどうかを確認することが重要です。税金の仕組みをきちんと理解して、前向きに再就職を考えることが大切です。

社会保険の保険料の負担は小さなものではありませんが、目先の負担が増えるデメリットだけに目を奪われるのでなく、年金の上乗せが増えること、各種の給付が受けられるようになるといったメリットも考慮して社会保険の加入は考える必要があります。

そして、長期的で安定した雇用を目指すのであれば、自分自身の労働市場での価値を高めていくことが、もっとも重要です。団塊世代の大量退職により、日本では、労働力人口（働くことができる人の人口）が減少していくことが明らかです。働く意思と能力のある女性の社会進出が望まれています。自分自身のライフプランにあわせて、または自分自身の目標達成のために、強い決意をもって職業選択を行っていくことがますます求められています。

●プロフィール

山本真一［再チャレンジサポートコンサルタント］

宮崎県出身。26歳で大分大学卒業後、地元メーカーに勤務。その後、大手人材派遣（業務請負）の採用・法務担当として勤務。その後平成14年より社会保険労務士・キャリアカウンセラーとして、独立開業。現在、仕事のかたわらボランティアでジェンダーフリーの活動等も続けています。

Q どのくらい働けば入れるの？社会保険

知人から「パートタイマーの場合、長時間働かないと会社の社会保険に加入できない」と聞きました。社会保険に加入するには、週何時間くらい働く必要があるのでしょうか？　また、社会保険に入れないのであれば、夫の扶養をはずれて長時間働くより、扶養の範囲内で働けるように時間をおさえたほうが得なのでしょうか？

A 正社員の四分の三以上で保険加入

今回お問い合わせの社会保険とは、健康保険（四十歳以上は介護保険含む）と厚生年金のことだと思います。

社会保険に加入するには、正社員の勤務時間の四分の三以上勤務していることが必要です。一般的な週の労働時間を四十時間とすると、社会保険に加入するためには、週三十時間以上勤務する必要があります。

社会保険に加入すると健康保険と厚生年金の保険料を負担することになります。保険料は、会社と従業員が折半ですので、従業員の負担する保険料は健康保険の場合で四十歳未満であれば、給与の四・一％、厚生年金の場合は給与の約七・五％になります。

社会保険に加入すると保険料を負担しなければならないですが、厚生年金に加入するとご自身の受け取る年金が上乗せされます。

また、健康保険には、私傷病（労災以外の怪我や病気）で働けず、給与が貰えない場合に給与の三分の二程度が支給される傷病手当があり、その他にも出産・育児・死亡等に関連して各種の給付が受けられるメリットがあります。

Q 扶養をはずれると配偶者手当もなくなるの？

夫の会社では、妻の収入が一定額を超えると、配偶者手当がもらえなくなるようですが、どういうことでしょうか

A 夫の会社の制度を確認しましょう

配偶者手当とは、法律で定められた手当ではありませんが、配偶者がいらっしゃる方に、企業が従業員に対して家計補助的な手当として支給される手当であって、家族手当・扶養手当等、その名称も企業によって違うと思います。配偶者手当の支給の要件は、企業ごとに決められているので、夫の勤務先の企業の就業規則・賃金規定等で確認しましょう。多くの企業では、扶養している配偶者の年収や社会保険加入の有無を条件としています。

近年、企業では、個人の年齢や家族構成、学歴等を考慮して賃金を支払う属人的な給与体系から、仕事の成果や職務内容に応じて給与を支払っていく成果主義的な給与体系への移行が見られますので、配偶者手当・家族手当といった手当は、廃止している企業も多くあります。